

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市二次交通支援事業補助金
補助の区分	事業補助（その他事業補助）
補助の概要	新型コロナウイルス感染症の影響により経営に支障が生じている市内バス、タクシー及びレンタカー事業者を支援するため、観光需要喚起に係る割引価格に必要な費用に対し補助金を交付する。
補助事業者	市内に本社又は営業所等がある交通事業者
補助対象経費	(1)定期観光バス料金、(2)貸切バス料金、(3)貸切タクシー料金、(4)レンタカー基本料金
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	26,000千円（予算額）
	○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	補助対象経費の額の3分の1の額を上限
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	B 数値化不可
	二次交通の維持確保
	○目標に対する費用対効果（計算式）
	○目標を数値化できない理由及び他の評価方法
	過去の利用実績との比較から総合的に評価する。
補助制度開始	令和3年4月1日
見直し時期	令和3年9月30日
補助終期	令和4年3月31日
	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） 事業者に直接案内する
事業担当	（担当部署） 交通政策課 交通対策係
	（電話番号） 0259-63-3184